

会 議 要 旨 録

会議名	令和 7 年度 第 3 回三郷市男女共同参画審議会
開催日時	令和 7 年 10 月 31 日（金）13 時 50 分～15 時 45 分
開催場所	三郷市役所本庁舎東別館 第三会議室
出席者名	加藤会長、中川副会長、木本委員、高橋委員、竹内委員、石崎委員、 宮崎委員、鈴木委員 (欠席：牧野委員)
傍聴者	なし
事務局職員	人権・男女共同参画課 若林課長、豊田主幹
1 開会 2 議題 （1）第 6 次みさと男女共同参画プラン（案）について （2）その他 3 閉会	

発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
会長	会議の成立について報告します。審議会は、委員の過半数の出席が要件となっております。本日は、委員 8 名出席ですので、会議の成立を報告させていただきます。 議事に入ります。 議題（１）第 6 次みさと男女共同参画プラン（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料に基づいて説明
会長	質疑やご意見等伺いたいと思います。いかがでしょうか。
委員	施策や目標で「男女」をひらがなで「みんな」と読む様になっていますが、そのようにしている理由は何でしょうか。また、基本目標 2 について、第 5 次プランでは「男女（みんな）が共にいきいき」となっていますが、第 6 次プランでは「誰もがいきいきと」となっています。その他のところでも、第 6 次プランでは「誰もが」という表現が多くなっていますが、どのような意図があるのでしょうか。
事務局	「男女」と書いて「みんな」と読むようにしたのは、第 3 次プランの時に取り入れたようです。そこから継承しています。 「誰もが」というように表記しているのは、第 5 次プラン策定以降、当市でもパートナーシップ宣誓制度を開始するなど、性の多様性に関する配慮も進んできていることから、性別を意識させない「誰もが」という表現が増えています。
委員	基本目標 1 については、「誰もが」としなくてもいいのでしょうか。
事務局	統計データ等を参考にする際、性別による影響を見る場合があります。性別役割分担意識などを比較する際も、男女別のデータが必要になります。また、ジェンダーギャップ指数などで男女差を比較することや、女性の社会参画状況の変化を見る際も男女別のデータが必要になります。そのため、基本目標 1 につきましては、「男女」と書いて「みんな」とすることを残しています。
委員	私は、外国籍のこどもたちに日本語を教えたり、こどものクラスや女性だけのクラスなどの新しい教室を作る活動をしています。 そこで今、問題になっていることは、日本語ゼロの人たちがたくさん来ていることです。その日本語ゼロのこどもたちが、そのまま日本の学校に入ってしまうと、言葉が分からないので、何をしているか分からないまま過ぎてしまい、登校拒否のような状況になってしまいます。学校に行くことができなくなっているこどもたちがいますので、そういう点についても触れていただきたいと思います。
事務局	日本には、いろいろな国から来ている人がいて、様々な価値観や文化に基づ

	いていると思います。男女共同参画の分野からみますと、外国籍のかたに限定した内容は、新たにプランに加えることには難しいと思います。
委員	例えば、フィンランドなどは、教育面に力を入れることで変わってきたようです。外国籍のこどもたちは、教育面で成り立っていないと思われ、その辺りも含めることはできないのでしょうか。
事務局	外国籍のかたの教育分野につきましては、教育委員会での方針になると思います。
委員	恐らく、男女を「みんな」と読ませたことによって、みんなが共に認め合う、参画できるまち、という認識になってしまって、外国籍のかたの問題も重要だと思いますが、男女共同参画の視点からは、男女格差に関する取組になると思います。外国籍のかたでは、多文化共生で議論されるのではないのでしょうか。 一方で、外国籍のかたの、特に発展途上国から来ている女性に関しては、日本以上に男女の性差やDVの問題があると思われます。教育分野は難しいと思いますが、プランのどこかに触れることはできないのでしょうか。
委員	外国籍のかたの中には、女の子は働くだけだから勉強はいらない、嫁に出せばいい、という考え方を持っているかたもあり、もう少しプランに含めることはできないのでしょうか。
委員	もし一言入れることができるのであれば、DVや困難な問題を抱える女性に関すること外国籍の女性に関することに触れることができるのではないのでしょうか。女性であることプラス外国人であることで、複合的に困難な状況に置かれやすい、暴力を受けやすい、DVの被害者になりやすい、離婚リスクが高い、そこからいろいろなトラブルに巻き込まれやすかったりするため、日本で暮らす外国人女性はそういう複合的な困難に陥りやすい傾向もあるので、そのための支援や配慮に関して、例えばDVに関することろに含めてもいいのではないのでしょうか。
事務局	個別相談の場面では、外国籍のかたからの相談に対して、個々の状況を把握し、対応しております。外国籍のかたにつきましては、在留資格によって、行政サービスに影響があることから、プランに載せることに関しては、難しい面があります。
委員	例えば、60 番の取組に外国籍のかたの支援がありますが、評価をする際には、どのような実績が入ってくるのでしょうか。
事務局	通訳依頼があった際の対応や、ホームページの多言語化への対応などが載っています。多文化共生や国際交流といった視点を中心にしています。
委員	先程の意見はとても重要だと思います。プランに入れることは難しくとも、市民のかたからそういう声が上がっている、支援の活動に携わっているかたからこういう意見が出ているということは、庁内連携の会議で共有して

	いただくことは可能でしょうか。
事務局	男女共同参画社会推進会議で報告いたします。
委員	成果指標について、28 ページ、男女平等についての意識で、家庭生活では平等になっていると答えた人の割合が 28.7%。16 ページでは、家庭生活では平等になっていると答えた人が 28.7%、平等になっていないが 32.6%、どちらともいえないが 27%、わからないが 8.6%、無回答が 3.1%。8 ページの世帯の家族類型比率の数値を見ると、令和 2 年度の単身世帯が 32.7%。家庭生活での男女平等になっているかどうかというのは、無作為に聞いているわけですね。そうすると、このどちらともいえないというのがあいまいで、わからないからどちらともいえないと言っている場合もありそうな気がします。 例えば、単身世帯の人が 32.7%もいたら、その人たちは当然、家庭生活がどうなっているかなんて今のことはわかるのでしょうか。それを加えても 60 何パーセントしかない。全然対象外だからわからないのか、わからないが、それを 50%というのはちょっと乱暴というか。そもそも家庭生活を送っている人がどのくらいいるのか、現状 28.7%、せめて平等になっているもの合わせて 50%とか。 学校教育の場として、8 ページでは、単独世帯と夫婦世帯で合わせると 53.8%になります、その人たちは学校教育の場についてはわからない、そういう人を全部入れて 50%、そもそも不可能なのではないでしょうか、50%は無理があるのではないのでしょうか。平等になっていると平等になっていない、これを足したものを 50%にするとか、ここに 50%と挙げる意味がないような気がします。
事務局	こちらの数値目標につきましては、達成できていない指標のため、第 3 次プランから継承しているものです。三郷市の年齢構成人口における年齢構成、世帯の状況も高齢化が進んできているため、目標値の設定については検討いたします。
委員	19 ページに、DVを受けたときに誰かに相談をした人のうち、公的機関に相談した人の割合 33.4%とあります。この 100 というのがDV被害者だと思いますが、DV被害者のうち、令和 6 年度でいうと 50.9%の人が相談した、そのうちの 33.4%が公的機関に相談した、平成 30 年度はDV被害者のうち公的機関に相談した人は 11.2%、それが令和 6 年度には 17%と増えています。なぜ、相談した人を分母にするのでしょうか。被害を受けた人でそのうちの何%が公的機関に相談しましたとしたら成果は上がっています。 例えば、100 人いました、100 人のうちの 20 人相談しました、そのうちの 10 人は公的機関に相談しました、10 人は身内に相談しましたとしたら 50%ですね。それが例えば、50 人相談しました、50 人相談したうちの 20 人が公的機関に相談して、30 人が相談しませんでしたとしたら、50%が 40%に下がってしまいます。実際に公的機関に相談している人は増えている、なぜ、誰かに相談した人のうち公的機関ということにしたのでしょうか。公的機関に相談してもらいたいと思うのであれば、被害を受けた人のうち何%が公的機関に相談したのかという指標にした方がいいのではないでしょう

	か。実際に公的機関に相談した人が増えても、それ以上に公的機関以外に相談した人が増えてしまったら数値が下がってしまいます。それは、せっかく頑張って相談支援体制をやっているのに、その公的機関以外に相談した人があろうとなかろうといいんじゃないか。被害を受けた人のうち公的機関に相談した人が増えたら、成果が上がっていると言っていいのではないのでしょうか。
事務局	分母の取り方のところだと思います。こちらは、過去のプランで指標にしていたため、前回のプランから今回のプランの期間を比較するため指標を変えないこととしました。
委員	数値は数値で持っていていいと思いますが、目標値を立てる時には、成果が表れる目標にしないと立てる意味がない、始めから達成できないような目標を立てて、達成できないだろうなと思いながら目標立てて、これは難しいから時間がかかると言い訳しても、やはり達成度が分かるための目標値、指標値でしょう。達成度を見るための目標値と書いてある、目標値達成できない、ではどうやって達成したらいいのかと考えるために目標値はある。目標値に関して、時間がかかること、一朝一夕にはいかない、それは分かりますが、そうであれば最初から5年の目標値に挙げなければいい、長いことかかるようであれば、5年後には10%でも上げるなど。最初から達成できないような目標値を持ってくるのはおかしいと思います。
委員	これは、DVにあった人が、相談できるようなところがあって、もっと身近なものになったら数字も変化するのではないのでしょうか。
委員	そうであれば、DVを受けた人の中で公的機関に相談した人の割合でいいのではないのでしょうか、なぜ誰かに相談した人のうち公的機関に相談した人の割合にしなければいけないのでしょうか。
事務局	DV被害にあっても相談に行かない人もいます。分母を変えると逆に下がる可能性もあるのではないのでしょうか。
委員	下がるというのは、33.4 から下がるのだと思いますが、平成30年には11.2%だったのが、DV被害者のうち、公的機関に相談した人の割合が、令和6年17%に増加しています、今17%です、17%を何%に増やしていきましよう、それなのではないのでしょうか。
委員	せっかく目標値があるのに、達成できなかったらもったいないということなのではないのでしょうか。成果が上がっていても。
事務局	目標設定の問題かと思われます。分母を変えて、目標値を変えてということでしょうか。
委員	そうです。指標値として経年変化を見るときに、それは今まで通りこの数値を見ていてもいいと思います。 目標値として、というのは成果を表すものと書いてあります。計画の達成

	度、客観的に評価する、客観的に 33 というのはもしかしたら減るかもしれない。要するに、公的機関に相談する人が増えても、それ以上にそれ以外のところへ相談する人が増えてしまったら減ってしまうわけです、それはおかしいのではないか。
事務局	減った際は、その状況に応じて対策を立てることになると思います。
委員	公的機関に相談した人が増えていても、この指標にしてしまったら減ってしまうかもしれないということです。要するに一番大切なのは、DV被害を受けた人のうち何人の人が公的機関に相談したかということが一番大切なのではないのでしょうか。
事務局	指標の観点からするとそういうことになりますが、根本のところは、被害にあわないことが一番大切で、DV被害にあったかたが一人で抱え込まず、誰かに相談できることが大切なことになります。
委員	市としては、公的機関に相談した人を増やしたいのはないですか。誰かに相談した人の割合を目標値に立てるなら立ててもいいと思いますが、分母を相談した人のうち公的機関に相談した人は何%にしますよという目標値はおかしいと思います。
委員	いろいろな見方があり、まだ表面に出てこない被害者のかたもたくさんいると思います。本当はそれを全部拾えれば理想的だと思いますが、あくまで市として公的機関としてできるということ言えば、これはこれで尊重していいのではないのでしょうか。
委員	数値を取っていくのは問題ないと思いますが、この 50%というのはどうやって達成するのでしょうか。DV受けてから、身の回り、家族とか友達に相談する人より公的機関に相談した人を増やそうと言っています。
委員	そうなのでしょうか。複数回答、家族にも相談した、友人にも相談した、そして警察や市役所に相談したというのは、市役所に相談したということに一つ入ることなのではないでしょうか
委員	それではなぜ分母を誰かに相談した人のうち公的機関に相談した人の割合にしたのでしょうか。それを増やそうとするには、今の施策でも増えるかもしれませんが、一番現れるのは、DV被害にあった人が相談した人が増えていくことが目標なのではないのでしょうか。なぜ、相談した人のうちの割合を目標にするのでしょうか
事務局	過去から経年で比較するために用いています。
委員	データを取るのは大事ですが、達成できないのかと考えることが一番大事です。達成度を客観的に評価するためです、出来ないということはどこかが悪かったということです。すると、どこをどうするかということを考えなければいけないのです。だから、やったことがそのまま表れるような数値にす

	るべきだと思いませんか。もともと第5次で30%のものを50%にします、というのを立てて、実績は30%でした、だから今回50%にしますというのは、全然考えていないのと一緒にではないでしょうか。結局30と言っていたのが50にします、出来なかったのがなぜなのか、今このままやったら、50出来なかった、それは仕方ない、難しいからできないのも当然だ、こんな大変な問題だからまた50%にする、また今度はこれ、一朝一夕にはできない、こういうことを繰り返すだけではないでしょうか。
事務局	目標設定を成果指標ではなく参考指標とする考え方ではいかがでしょうか。他の指標は毎年実績が出るものになりますが、意識調査に関しては、5年に1回の調査のため、計画期間中に評価する機会が1回しかありません。PDCAをリアルに回していく指標を評価指標として、意識調査の項目は参考とするのではいかがでしょうか。
委員	目標値については、いろいろな考え方があるのではないのでしょうか。
委員	目標値はなんでもいいものではありません。
委員	今いろいろな課題が出ているので、29ページの件からすると、この50%の目標値を変えた方がいいというご意見だと思います。委員の中でいろいろな意見があると思います。
委員	この28ページのところ、成果指標のところを見てください。50%で目標立てているのに、30%くらいだったら全然努力しなかったということになってしまいます。
委員	これから目標に向かって持っていく数値が目標値ということです。
委員	公的機関に相談している人の割合は増えている、そういう風に努力したことが表れる目標値にしないといけないと思います。こういうことは、いくら頑張っていますと言っても全然目標値にっていないと。
委員	このグラフの公的機関というのはこの中のどれだという認識でいいのでしょうか。警察、市役所、配偶者暴力相談支援センター、その他公的機関なののでしょうか。 数値が下がったのは、この配偶者暴力相談支援センターが少なくなったからでしょうか。警察と市役所は、ここだけで割合だけで見ると増えています。 分母になりえるかどうか分かりませんが、友人や家族とか、この相談件数が逆に新しい調査の方がとても減っていると思います。私はそちらの方が関心があります。
委員	ここで公的機関が何を指すのか、注釈等を入れた方がいいと思います。 19ページの相談先の表は、複数回答になっているので、29ページの数字とは対応しません。この33.4%という現状値を見てすぐに分かる表を入れるなど、例えば、この基本目標2「男女平等についての意識(家庭生活)」28.7%

委員	というのは、16 ページの①男女の地位の平等感のグラフの（ア）家庭生活 28.7 のことだと、見てすぐに分かるのですが、今問題になっているDVのところは、複数回答になっているため、分かりにくいので、どうしてこの数字が出ているのか分かりやすい図などを入れた方がいいと思います。 目標値に対する考えが甘いと思います。目標値立てて達成できなかった場合。5年後に 50%にしますと目標値を立てて、今回減りました、また5年後に 50%と立てる、そういうことは通らないですよ、世の中では。こんなことが許されること自体が、もしかしたら他の人みんな関心がないのかもしれないかもしれませんが。関心がないから助かっているだけかもしれないですが、これが企業の会議などでこういうことをやったら絶対許されません。目標値の考え方が本気で考えてないと思えてしまいます。目標値、ここに書いてあるそれであれば目標値なんか無くしてしまった方がいいと思います。ここに成果指標と書いて計画の達成度合いを客観的に評価するものとなっていますので、あくまでそういうのを立てるためには、達成できないのはどこが悪いのか、どういう原因があるのか、どうしたら達成できるようになるのかというのを考えるということが PDCA を回すことだと思います。達成しようという気がそもそもないと思えません。ただ単に、一生懸命にやっているのは分かる、全然仕事されていないと思っていない、一生懸命やっていると思いますが、ここだけが何か浮いてしまっている、達成目標のところだけ、後から取ってつけたように作っているから、逆に数字しか、いくらやってもこの数字が悪かったらやっていないと言われてしまう。
事務局	ご意見につきましてはよく分かりました。男女共同参画行政というのは、特徴があり、人の意識は変わりにくいということと指標の設定の仕方をご指摘いただいたところは理解しました。
委員	せっかく一生懸命やっているのに、ここだけとってつけたようなことをやって、なぜこんなことをするのかなど、思いました。
委員	DVの被害者側に立つと、相談をする先がみんなバラバラでもいいんだと思えることの方が、このページの意味があるのかなと思います。今もラインで相談が来ていますが、やはり難しい領域の話で、企業みたいに売上指標と同様の考えではなく、実際今DVで離婚しようか迷っているみたいなラインが来ていますけど、これを本当に写真で撮って送ってあげたいくらいの実際のリアルの声もあり、この数値目標は考え方の基本として、あっていいと思います。
委員	表は無くせとはいうことではなく、実績こうなっていますと。目標にするのが難しいようであれば、目標を定めなくていいと思います。出来ないと最初から分かっているものを目標に挙げるというのは不誠実だと思います。目標に挙げるからにはちゃんと目標を達成できるように努力しなきゃいけない

	いし、それと努力がリンクするような目標値にするべきです。 達成度が表れる目標値にして、それに向かって努力したら、努力したら目標値が 100% リンクするのは無理だと思いますが、できるだけそれに近い、DV を受けた人の中で公的機関に相談した人の割合というのを指標にしたら、絶対に上がっていくはずなんです、努力すれば、今年% だったら、それをさらに 5 % 10 % 上げるでもいいし、そういう風にやる施策とリンクするような目標値にしたらどうですかということです。
委員	例えば、50% を 40% にするとか。
委員	分母には DV を受けた人の中で公的機関に相談した人の割合を、何% にしなさい、平成 30 年は 11.2% 令和 6 年が 17%、それを 25% にするでもいいし、そういうふうにしたらいいと思います。何% がいいかはわかりかねますが。要するに、33.4 という数字が 5 年前より悪くなっているのはおかしいのではないかと思います。
委員	分母を DV を受けた人とする、目標値をその中で公的機関に絞るのに目標値を定めること自体がとても難しくなると思います。
委員	最初から目標値を定めなければいいのではないのでしょうか。
委員	ここだけ抜くというのもどうでしょうか。
委員	今入っているものを変えるということです。
委員	達成すべき目標値の考えでいいと思います。一方で、一人ひとりがみな違う目標値を立てる可能性もあると思います。それをみんなの意見を一つにして多数決で決めるという意見もあると思いますが、今回は、さまざまな意見がありましたということは課題提示としていいと思います。
委員	例えば、流れの中で去年から下がってしまうこともあると思います。 また、DV で大変な思いをしているかたには計り知れない苦しみと悩みがあり、声を出してくれるかたもいれば、全く誰にも気づかれないで自身で抱えているかたもたくさんいると思います。今課題とすべきことはこの数字ではなく、そういうかたがたにどれだけこちらがこういう手を差し伸べられるか、そうするとこれは目標になり、他のページから比べると私はここはとても見やすいと思います。字の羅列よりもそういう本当に困ったら電話してとか、市役所が助けます、など、キャッチコピーかなにかを提示して、そういうようなことをここではできるかということではいかがでしょうか。
委員	目標値にどういう認識をお持ちか伺います。

委員	目標値は過去色々やって来ないと一概には言えないものと思います。 目標値は達成する目標ですけれども、残念ながら達成できないケースもあると思います。
委員	出来ないケースがあるというのは、どういう風にできないケースがあるんですか。 何を目指すかということは人それぞれ違うのは当然ですが、計画の達成度合いをみんなが客観的に評価できるようにするための指標です。それをみんながそれぞれいろいろと言っている、これを見たら達成できたのか達成できていないのかこれで見ますということです。それは明らかなんです、達成できたら良しとして、達成できなかったら絶対ダメとは言いませんが。
事務局	いろいろな考え方があると思います。事業からの仕様からみたら目標値に達成していなければ相当なお叱りを受けるという状況等も分かりました。 この中でも今ターゲットになっているDVの話もありましたが、達成が困難な数値も含まれております。目標設定にあたり、国等で規定してものもあり、かなり厳しい現状値等もあります。 DVを受けた人のところでは、確かに市の方では努力しているが、全体では落ちていて、現状値が下がっている、というものもありました。ただ目標値は50%、かなり厳しい状況にはある訳ですが、私たちとしても、三郷市の配偶者暴力相談支援センターに相談してください、ということでもいろいろなチラシやカードを配るなどメッセージを送っています。そういうことを粘り強く続けながら、配偶者暴力相談支援センターなど、なるべく気軽に相談してくださいという意味を表し続けたいと考えています。50%だとか40%だとかということではなく、ひとりでも悩んでいる人がいたら、相談してください、市役所のほうに、というメッセージも入っています。そのため、40とかではなくて50という数字をあえて市としてはかなり厳しい数字、そのようなことであれば出さない方がいいだろうという話も出てくるかもしれませんが、いろいろな活動の中で、配偶者暴力相談支援センターはここだよというのを知らせて、あとは他にも警察とかですね、いろいろな相談先がある訳ですが、是非そういうかたに問い合わせしていただいて、悩んでいることを打ち明けてくださいというメッセージが入っていますということを皆さんにお伝えしたいと思います。 色々な考えを尊重しないといけないと思っています。客観的に評価するため数値目標を設定する、設定して出来なかったらどうする、攻めがあるのか分からないですが、それに向かってできることを最大限努力しています。
委員	DVに関しては、努力しているのに現れないような目標値にしているのがおかしいのではないのでしょうか。 努力しているのが、DVを受けた人の中で、公的機関に相談した人の割合でもいいし、公的機関に相談している人数でもいいし、そういう人が増えてい

委員 事務局	けばそれでいいわけでしょう。それで市としては公的機関で相談してくれる人が増えたらいいわけでしょう、そうするとDVを受けた人の中で相談した人はどれくらいいますかということで、それがどんどん増えていったら50%にいかなくても、増えていくということは成果が上がっているということでしょう。前回より減って33.4%でした、そこに何の振り返りもないのではないかと、その原因を追究する、実際には相談している人が増えている、だから分母を変なことにするから数字がおかしくなっているだけで、せっかく努力しているのに、なんでこんな数字、DVを受けた時に誰かに相談した人のうち公的機関に相談した人の割合にしなければいけないのか。DVを受けた人のうち公的機関に相談した人の割合でいいのではないかと。 両方載せたらどうなるのでしょうか。
委員 事務局	分母について、DVを受けた人がいます、そのうち相談をした人がいます、そのうち市役所に相談した人がいます、ということでよろしいのでしょうか。今ここの分母を相談した人にするかDVを受けた人にするかという違いだと思いますが、いろいろとご意見も伺いましたので、ここの指標については検討したいと思います。
委員 事務局	データを取るなということではなく、データを取ってもいいと思います。目標値を今年度からちゃんと努力したら達成できる目標値にしましょうということです。 そこのところは内部で再検討させていただければと思います。
委員 事務局	第5次計画には資料として用語集があります。今回に向けて増えたものがありますか。 資料編は法律関係と用語集の予定です。時代が変わって増えているものがあると思いますので、それに合わせて掲載する予定です。
委員 事務局	28 ページに市男性職員の育児休業取得率、現状値が87.5%1週間以上、目標値が2週間以上で90%以上にするのでしょうか。この分母は何ですか。 お子さんが生まれた男性職員、育児休業を取得することができる職員の人数になります。
委員 事務局	育児休業を取得するのは1週間くらいが多いのでしょうか。 1か月程度から数か月という職員までいます。短期間というよりは、長く取ってもらおうという方向に進んでいます。
委員	だんだん長期化していった際、代替職員はどういう雇用形態の人を入れる

	のか入れないのか、現状どんな状況なのでしょうか
事務局	男性職員が上司に子どもが生まれますという相談をしたいと思います、その時点で育休を取りたいかどうか、上司が本人の希望を確認することになります。また、職場の方はその期間をどうするかという業務調整に入ります。その職員がどれくらいとりたいかという期間とタイミングによって補充が必要か、現行職員数で乗り越えられるのか、時期と職場の繁忙期などそういう状況でケースバイケースになると思います。現状の職員だけでは難しい場合は、会計年度任用職員の配置を検討するなどの対応になると思います。
委員	本当は取りたいけど無理だな、など、とりたいけど期間を短くした方がいいかなとか、その辺はどうなのでしょう。
事務局	所属長と相談することになっているので、職員の希望は考慮されていると思います。
委員	期間を長くしていく方向という説明でしたが、平均するとどれくらいなのでしょう、1週間いかない状況なのでしょう。
事務局	中には数か月とる職員もいるので、平均すると1月以上になると思います。
委員	市の審議会等の女性委員の比率、目標値が37%と細かい数字になっていますが、具体的に積み上げているのでしょうか。
事務局	経年変化を見ると数値に上下があります。34%くらいまで上がった時期があり、35%だと近いと思いましたので、実績の経過を見て実現可能なところということで37%にしました。
委員	具体的に対策としては、審議会に働きかけて女性委員を増やしてください、としているのでしょうか。
事務局	審議会を所管している課で特に女性委員の登用が少ないところに関しては増やしていただきたい旨依頼を続けております。
委員	それに対しての反応はどうなのでしょう
事務局	女性のいない審議会が4つくらいありましたが、昨年度の実績では1つに減りました。女性の割合は、上下している状況で、大きくは増えておりません。
委員	共同親権についてはどうですか
事務局	プランの中では触れておりませんが、個別的な支援については、法の趣旨を

	把握し、本人の意向に寄り添った支援を行うこととしています。
委員	乳がん子宮がん検診の受診率は、国の平均と比較すると少ないのでしょうか。
事務局	少ない状況です。
委員	職場で受けている人もいると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	市が把握している受診者数になりますので、社会保険に加入しているかたの受診状況は把握できません。
会長	他にご質問等、ありますか。 ないようでしたら委員の承認に移ります。議題（１）について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） 挙手の承認をいただきました。 次に、議題（２）その他について、事務局から説明をお願いします。
事務局	次回の審議会の予定、パブリック・コメント等について説明
会長	何かご質問ございますか。 では、以上で審議を終了いたします。